

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業に係る

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和5年11月

クリーンエナジー合同会社

目 次

第1章 準備書の公告及び縦覧等	1
1. 準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所等	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数（縦覧者記録記載者数）	2
2. 準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	4

第1章 準備書の公告及び縦覧等

1. 準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨その他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日の翌日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和 5 年 7 月 27 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した（別紙 1 参照）。

- 令和 5 年 7 月 27 日（木）付 福島民報（全県版）、福島民友（会津版）

※令和 5 年 8 月 5 日（土）、6 日（日）に開催する説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和 5 年 7 月 28 日（金）から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- 福島県のウェブサイト（別紙 2-1 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-44.html>

- 会津若松市のウェブサイト（別紙 2-2 参照）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/kankyo/>

- 会津美里町のウェブサイト（別紙 2-3 参照）

<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/index.html>

- 猪苗代町のウェブサイト（別紙 2-4 参照）

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-8.html>

- クリーンエナジー合同会社のウェブサイト（別紙 2-5 参照）

<https://cleanenergy-aizuwakamatsu-wind.project.venaenergy.co.jp/>

(3) 縦覧場所等

関係自治体庁舎等計 13 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 自治体庁舎等

- 福島県生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）
- 会津若松市役所追手町第二庁舎市民部環境生活課
- 会津若松市役所北会津支所
- 会津若松市役所河東支所

- ・会津若松市役所湊市民センター
- ・会津若松市役所大戸市民センター
- ・会津若松市役所北市民センター
- ・会津若松市役所南市民センター
- ・会津若松市役所一箕市民センター
- ・会津若松市役所東市民センター
- ・会津若松市生涯学習総合センター（会津稽古堂）
- ・会津美里町役場本庁舎町民税務課
- ・猪苗代町役場企画財務課

② インターネットの利用による公表

事業者のホームページにおいて準備書及び要約書を掲載するとともに、福島県のウェブサイトから準備書及び要約書を閲覧可能とした。

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、令和5年7月28日（金）から令和5年9月11日（月）までとし、縦覧時間は自治体庁舎等の開庁時間とした。

インターネットによる公表は、縦覧期間と同じとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者記録記載者数）

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は11件であった。

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年 法律第 81 号）第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った
(別紙 1、別紙 2 参照)。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・開催日時：令和 5 年 8 月 5 日（土）午後 14 時～午後 16 時 40 分
- ・開催場所：東公民館
- ・来場者数：45 名

【会場②】

- ・開催日時：令和 5 年 8 月 6 日（日）午後 14 時～午後 16 時
- ・開催場所：湊公民館
- ・来場者数：9 名

【会場③】

- ・開催日時：令和 5 年 8 月 6 日（日）午後 18 時～午後 20 時
- ・開催場所：会津若松市文化センター
- ・来場者数：21 名

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 7 月 28 日（金）から令和 5 年 9 月 11 日（月）までとした。

（縦覧期間と同じとし、郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた（別紙 3 参照）。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出総数は 13 通であり、このうち環境の保全の見地からの意見は、39 件であった。

第2章 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

表 2-1 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 1）

会津若松市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1 1-1	<p>(1) 対象事業実施区域における鳥類の生息状況について (仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響準備書(以下、準備書という)について、貴社が設定する対象事業実施区域(以下、計画地という)は環境省レッドリストの絶滅危惧 IB 類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県のレッドリストにも絶滅危惧 IB 類として掲載されているクマタカの生息地と複数重なることが予想されることから、風力発電施設(以下、風車という)の建設により衝突死(以下、バードストライクという)および生息地放棄が発生する可能性が高いと考える。また、計画地にはサシバやハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。そのため、方法書に対する意見書で、クマタカの生息状況の確認と猛禽類の渡りに関する調査について、精度の高い調査を要望した。また、希少猛禽類調査は調査内容を具体的に示すべきと指摘した。さらに、調査地点は 9 箇所とあり、最低でも 3 日間ずつ 9 地点で同時に行うべきであると要望したが、準備書では同時観察はほとんど実施されていない。</p> <p>渡り鳥と希少猛禽類観察の定点からの可視領域が計画値全域をカバーするよう観察地点の配置及び数の見直しを要望したが、可視領域が計画地全域をカバーしておらず(図 10.1.4-9)、調査の信頼性が損なわれている。</p> <p>一般鳥類の現地調査について、生物多様性の観点から計画地とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきことから、一般鳥類の観察も重要と考えられる。ラインセンサス法とポイントセンサス法で 1 年間のうち、春、繁殖期、夏、秋、冬の 5 回実施しているが、特に 5 月は繁殖と渡りの時期でもあるので、この月は週に 2 回程度の調査が必要であるにもかかわらず、準備書では 3 日間のみの実施であり、調査不十分である。そのような中でも、貴社の調査で鳥類 17 目 43 科 119 種を確認していることから(表 10.1.4-11(3))、計画地が多様性に富んだ地域であることがわかる。</p> <p>渡り鳥の調査について、方法書にある定点観察では、「日の出前後及び日没前後を中心とした時間に飛翔する渡り鳥を識別し、種、飛行ルート及び飛翔高度を記録する。」とあり、さらに調査期間は 1 年間、春の渡り 3 回、秋の渡り 3 回実施すると記録されているが、調査頻度について詳細な記載がない。渡り鳥の種類、個体数、時期は年による変動があり、計画地におけるピーク状況を把握することが難しいので、1 週間連続観察を月に 2 回、あるいは 3 日間連続観察を月に 4 回の調査を 2 年間実施することを求めた。小鳥類の渡りは夜間でも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分である</p>	<p>クマタカ等の希少猛禽類を対象とした調査は、各月 3 日間、5 地点で実施しました。方法書に対するご意見で調査地点は 9 か所同時でと伺っていましたが、現地の状況や視野範囲を検討した結果、5 か所の地点で調査を行うこととしました。対象事業実施区域内では、視野が確保できないため、定点の設定は難しく、いずれも山裾から見上げる状況となるため、視野が被らない定点としています。可視領域については、図 10.1.4-9 に示しましたが、上空が見える範囲を加味すると計画地全域をカバーしている状況と考えております。</p> <p>一般鳥類調査については、ご指摘の通り 3 日間程度の調査ではありますが、120 種近くの鳥類が確認されており、調査精度は確保されていると考えております。</p> <p>渡り鳥調査については、方法書段階では春季に 3 回、秋季に 3 回実施することとしていましたが、知事意見並びに大臣勧告等を踏まえて調査回数を 3 回から 5 回に変更し、調査頻度については 705 ページに記載しております。夜間のレーダー調査については、対象事業実施区域内に開けた平坦地がないため、周囲の樹木が障害となる恐れがあるため、実施しませんでした。その代わりに小鳥類の渡りが把握できるように日の出前、日没後の時間帯を含む調査を実施しました。</p>

	り、レーダー調査を活用し、夜間の小鳥類の渡りの状況を把握することも要望した。しかし、準備書では、1年間の目視中心の調査のみで、レーダー調査は実施されていない。夜間の渡り鳥の数は昼間より圧倒的に多いという報告があるため、準備書のデータの信頼性に疑問が生じる。従って、更なる調査を要望する。	
2 1-2	<p>(2) 準備書における影響評価の結果について</p> <p>計画地となる背炙山地区には、南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウインドファーム」（エコパワー社）、計画中の貴社の「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業」（クリーンエナジー合同会社）と計画中の「(仮称)会津若松みなど風力発電事業」（(株)イメージワン社）と計画中の「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業」（コスモエコパワー（株）社）があり、南隣に既設の「郡山布引高原風力発電所」（(株)グリーンパワー郡山布引）もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしている。一方で布引高原を除いて、計画地はクマタカなどの希少猛禽類の貴重な生息地となっており、高密度で繁殖している。国内で風車建設によりクマタカやハイタカなどの希少猛禽類のバードストライクや生息地放棄が起きて知られていることから、本事業が実施されるとクマタカなどの希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄などの影響が、さらに累積的影響として本事業のみならず近傍の既設風車でも生じることが予測される。</p> <p>準備書では、クマタカへの影響は少ないと評価である。ブレード等の接触の可能性は低く、迂回可能な空間が確保されているので、移動経路の遮断阻害の可能性は低いとしている。433個体を調査で確認し、計画地で24個体を確認、飛翔高度Mについては22個体確認している。調査体制が整えば観察個体数の増加が見込まれ、リスク評価の信頼性向上に結び付き、クマタカへの影響を見直すことが出来ると考える。飛翔図は未公開で、詳細は分からぬが、少なくともメッシュ図の公開は必要であろう。山形県の風力発電施設で2023年6月にクマタカのバードストライク事案が発生したことからも、今後は慎重な対応が必要で、生態を考慮した更なる調査を求める。</p> <p>計画地にサシバやハチクマなどの希少猛禽類等の渡りルートもあるので、事業の実施が障壁影響を生み出し、これらの渡り鳥が風車を大きく迂回したり、迂回した先の既設風車群によりバードストライクが発生すると考えられる。貴社における環境影響評価ではこれらの複数の事業が一体のものとなって生じる累積的影響を適切に評価し、地域全体の環境影響、特に希少猛禽類に対する影響が最小になるよう、影響の回避低減策を講じるべきである。計画地及びその周辺においては、いわゆる発電所アセスのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価だけでなく、計画地の環境について知見を持つ利害関係者や専門家とも十分に協議したうえで、実施する調査</p>	<p>準備書を作成するために実施した現地調査では、クマタカの営巣活動が3か所で確認され、そのうちの1か所では幼鳥の巣立ちが確認されています。クマタカのバードストライクについての予測では、年間の衝突数は環境省モデルで0.0013個体、由井モデルで0.0023個体となっており、接触の可能性は小さいものと予測していますが、予測の不確実性を伴っていることから事後調査を実施することとしています。また、クマタカの営巣適地や採餌環境への影響は小さく、生息地放棄に至らないと考えていますが、事後調査を実施する中でバードストライクの状況や本事業の実施による生息地放棄につながる状況が確認された場合には、専門家の意見を伺い、適切な保全措置を実施する考えです。</p> <p>サシバ、ハチクマ等の希少猛禽類の渡りに関しては、対象事業実施区域内の飛翔は確認されました、頻度は少ない状況のため、希少猛禽類の渡りへの影響は小さいと予測しましたが、予測の不確実性を伴っていることから事後調査を実施し、著しい影響がみられた場合には、専門家の意見を伺い、適切な保全措置を実施する考えです。</p> <p>また、当該地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとる考えです。</p>

	の内容を決定されることを求める。貴社においても、風車の建設にあたっては、鳥類の生息状況を十分に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないように適切な対応をとることを強く求める。準備書からは精度の高い調査とは言えず、適切な対応が難しいと考えられ、更なる調査や事業の見直しを求める。	
3 1-3	(3)鳥類以外への影響について ①生態系の保全について 計画地の面積の大部分は、保安林で且つ会津山地の緑の回廊に含まれており、奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっている。緑の回廊は生物多様性の保全を目的として設定されているので、風車等の設置に伴い緑の回廊の環境を改変することは避けるべきである。計画地には絶滅危惧 IB 類に指定されているクマタカの複数つがいが、高密度で生息している可能性が高い。生態系の頂点に立つクマタカ等の希少性猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているので、森林伐採や土地の改変が行われれば、餌となるノウサギ等の激減により、クマタカの生息地が奪われることとなる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業計画地及び既設風車事業地は、緑の回廊を分断する配置となっているので、緑の回廊設置意義が損なわれることになる。本事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。	風力発電事業は、風力発電機が設置されるエリアと新設道路においては改変が行われるが、緑の回廊の遮断や分断を生じる開発行為ではないと考えていますが、事業実施後においてもその機能が維持されるよう配慮いたします。 また、当該地域に生息するクマタカに対しては、その営巣適地や採餌環境への影響は小さいと予測していますが、現状の森林生態系が維持されるように適切な対策を講じる考えです。
4 1-4	②累積的影響について 計画地の近傍には、前述のように他社の既設風車と大規模な増設計画、また、もう一つの他社による建設計画があるが、それらが計画通りすべて建設されると多数の風車が背炙山の尾根上に南北に並ぶことになる。それにより、生物多様性の保全を目的として設置された緑の回廊が環境改変により分断され、回廊の設置当初の趣旨が大きく損なわれる恐れが大きい。方法書に対する意見書では、計画地のみで行う環境影響評価だけでは評価できない累積的影響について、既設の風車および計画の存在も含めて一体的に影響評価を行う累積的環境影響評価の適切な実施を強く求めた。準備書では、他社の協力が得られなかつたので、評価は実施しなかつたと記述している。協力を得られなかつた理由も明らかにされていない。累積的影響評価の手法など難しい問題があるとしても、緑の回廊と保安林の尾根上に並ぶ大規模な風力発電施設群の環境影響は、鳥類に対しても小さくはないと考えられることから、累積的影響評価を実施すべきである。	累積的評価については、既設風車との累積影響の検討を行いました。ただ、計画中の事業との累積影響は、建設予定の風車位置や大きさ等の情報を得ることができなかつたため、本準備書では行いませんでした。また、累積的影響の手法についても試行錯誤の状況です。したがつて、今後の評価書に至るまでの期間の中で累積的影響評価の手法が確立され、かつ隣接する他事業の計画が明らかになつた場合には、これらを踏まえた累積的影響について評価を行い、必要に応じて適切な保全措置を講ずる考えです。
5 1-5	③事後調査について 準備書 10.3-1 には事後調査を実施すると記載があるが、準備書ではクマタカの繁殖が十分評価されているか不明であるため、クマタカの繁殖状況について事後調査と事前調査結果との比較を行い、必要に応じて稼働制限	希少猛禽類のクマタカについては、バードストライクの可能性は小さいものと考えていますが、事後調査において本種の衝突事例が確認された場合は、専門家の意見を伺い適切な保全措置を講ずる考えです。

	<p>等の措置を講ずるべきである。死骸探索調査について、希少種の衝突事例を確認した場合は、衝突死したと考えられる風車及び周辺の風車の稼働を停止し、生じた原因を解明し、保全措置を講じるべきである。</p> <p>累積的影響評価について、計画地周辺には貴社のみならず、数社の設置計画や増設計画がある。自社の計画地における環境影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに情報を共有し累積的影響を評価するという視点でクマタカ等の繁殖する希少種、及び一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設が会津一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。</p>
6 1-6	<p>④景観について</p> <p>方法書意見で、景観への影響を最小限にとどめるために建設位置や規模の再検討を求めた。また、フォトモニタージュ等を用い、準備書作成前に市民の意見を聴取り、評価することを求めた。準備書には観光地のビューポイントからの眺望に、市内からの眺望が加えられているが建物等により不明なものが多く、市民の意見も掲載されていない。市民が理解するか疑問である。分かり易いモニタージュの作成を求める。</p>
7 1-7	<p>⑤一般利用者への配慮について</p> <p>計画地が日本森林浴の森 100 選にも選ばれている会津東山自然休養林の近くにある。計画地はハイキング、自然観察などで多くの市民に利用、親しまれている。その工事中および完成後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。</p>

表 2-2 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 2）

会津若松市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
8 2	<p>準備書の低周波音〔環境保全措置〕には「風力発電施設の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、超低周波の原因となる異音振動等の発生を低減する」、〈評価結果〉には、「すべての予測地点で環境保全の基準との整合が図られているものと評価する」とあるが、稼働すれば、影響は個人差があり、気分が悪くなったり、倒れてしまったり、そこに住めなくなったりする人もいるとの事。</p> <p>東公民館の説明会時、「会社として責任を持って逃げないで対応する」と社長が明言されたので、この点をまちがいなく実行するとその内容、姿勢を明記して下さい。</p>	低周波については、すべての予測地点で環境保全の基準等との整合が図られていると評価しております。ご意見のとおり、低周波による影響は個人差がありますので、風力発電施設設置に伴い健康被害が生じた場合には、事業者が責任を持って被害を受けた方への救済措置等の対応を図ります。

表 2-3 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 3）

会津美里町在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
9 3-1	<p>お世話になります。下記の件 お教え下さい。</p> <p>1. P280 図 4.3-7(2) 会津山地緑の回廊 凡例にはありますが、図ではどこに示されていますか？</p>	P280 にある図 4.3-7(2)は、配慮書に記載した図面であり、凡例にある会津山地緑の回廊が表示されていませんでした。会津山地緑の回廊は P137 の図 3.1-34(2)に示しています。
10 3-2	2. P975 重要な種が図面に示されています。動物種は保全の観点より示しませんとなつておりますが植物種は開示なのでしょうか(P975～P977)。	植物の重要種についても非開示としており、WEB 上で公開した準備書では非公開となっています。ただ、公開版の冊子を印刷する際の不手際で開示されてしまいました。
11 3-3	3. 植物確認種一覧でヒノキ科アスナロ→ヒノキアスナロはありませんでしたか。	ご指摘のとおり、当該地域が降雪地帯であることからヒノキアスナロでの表記が正しいので、評価書では修正いたします。
12 3-4	4. 植物確認種一覧でユリ科ウバユリ→オオウバユリはありませんでしたか。	ご指摘のとおり当該地域が降雪地帯であることからオオウバユリでの表記が正しいので、評価書では修正いたします。
13 3-5	5. 路もない山域をよくお調べになられました。地元に住むものとして有難く読ませていただきました。	ご意見いただき、ありがとうございます。

表 2-4 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 4）

会津若松市在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
14 4-1	建設残土について約 32000m ³ をどのように処分するのか示されていない。 一昨年の熱海市伊豆山地区における土砂災害の教訓にしてどのように処分するのかを示すべと考える。	残土は全て対象事業実施区域外の受け入れ施設に搬出し、適正に処理する計画です。準備書の 2.2-32 ページに記載しております。
15 4-2	動物調査においてツキノワグマの生息が発見されていないことに違和感がある。 十分な調査がされたのか。疑問である。	現地調査の結果、ツキノワグマは秋季と春季に痕跡や自動撮影により確認されています。調査結果は P656 に示しています。
16 4-3	予測地点である環境 1~7 について具体的に地番を含め、場所を示すべと考える。	公開版の準備書の資料編に環境 1~7 の写真や位置情報を記載しております。予測地点は、住宅地にも設定しておりますが、地番の公開により個人が特定されるおそれもあるため、情報公開を控えさせていただきました。
17 4-4	①8/6 の説明会で方法書に対する知事意見「周辺で計画されている風力発電事業との累積的な環境負荷について、可能な限り環境影響に反映させること」を準備書にどのように反映させたかを尋ねたのに対し、説明者は P. 621 からの影の調査を示したが、全く不十分と考える。音に対する評価がなく、今後他社が計画している風車との累積的影響についての言及がないことは課題がある。	累積的評価については、既設風車との累積影響の検討を行いました。ただ、計画中の事業との累積影響は、建設予定の風車位置や大きさ等の情報を得ることができなかつたため、本準備書では行いませんでした。また、累積的影響の手法についても試行錯誤の状況です。したがって、今後の評価書に至るまでの期間の中で累積的影響評価の手法が確立され、かつ隣接する他事業の計画が明らかになった場合には、これらを踏まえた累積的影響について評価を行い、必要に応じて適切な保全措置を講ずる考えです。
18 4-5	②会津若松ウインドファームは当初の増設計画を大幅に減らしたが、その背景として環境影響評価が準備書総覧の最中であるにも拘わらず、また、国有林野の伐採について林野庁が許可を与えることについて、自治体首長にも問い合わせを行っていない状況にも拘わらず、経済産業省が事業認可を既に与えたことが一因としてあると聞いている。これは法的に正しいことなのか甚だ疑問である。なお、②の意見については、可能な限り環境影響評価審議会の委員、また岩渕とも参院議員にもお伝えしたいと考えています。	まず、他社の開発状況につきましては、回答を差し控えさせていただきます。 当社としましては、手続きに不備の無いよう、今後も関係各所との協議を進めてまいります。

表 2-5 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 5）

居住地不明 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19 5-1	山の上に風力発電をつくり、自然環境は本当に大丈夫か？	自然環境への負荷が最小限になるよう、今後の設計を進めてまいります。
20 5-2	外資に金がながれないか？ 安全保障上、大丈夫といえるか？	1 点目につきましては、国内メーカーは現在大型の風車を製作していないため、海外メーカーから購入する予定です。 2 点目につきましては、安全保障上の問題が発生しない様、機器の選定、事業検証等、留意して参ります。
21 5-3	水源などに影響はないか？	一般的な陸上風力発電所、特に山間部の一番尾根のあたりに設置する場合であれば、地下水位への直接的な影響はないと考えています。水源かん養、保水能力への影響については、大規模な開発を伴う太陽光発電所と比べ、一般的な陸上風力発電所はごく限られた点の改変に留まることから、影響は極めて小さいものと考えております。 なお、水質調査では、河川や沢から採水のほか、地下水を利用する地区的水質について現況値を把握しております。

表 2-6 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 6）

会津若松市在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
22 6-1	8月6日会津若松市文化センター説明会に参加致しました。 頂いた資料と説明者との数字の違いや説明箇所と不一致等があり、とても理解できない。更に現存ウインドファームの資料データもなく、導入風力発電機の明示が無い下での、各種環境データであり、信用できないし看過できない。 (1)インフラに外国企業・外国投資ファンドは、環境保全、地産地消に問題がある。 外国資本に依存することは、発展途上国にとって経済発展に効果があるかもしれないが、日本では、インフラ（電力）が外国に牛耳られ、更にその資本所得が外国へ送還され国内経済・国防に及ぼす影響は大きい。管理会社・管理責任者の不在・不明瞭な事例もあり、環境保全が担保されない。 ※クリーンエナジー合同会社の資本比率を明らかにする ※代表社員 ラウル・リエンダ・ゼビージャ氏の立場を明らかにする ※契約内容を明らかに開示し、環境保全、メンテナンスなどの供託金を設けて担保する。 ※施工業者・管理会社・管理責任者の明示。（地元に	貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後の事業運営の参考とさせていただきます。 ラウル・リエンダ・ゼビージャは、当社の職務執行者である日本風力エネルギー株式会社の代表社員でございます。

	営業所は必須)	
23 6-2	<p>(2)インフラに外国製品を使うのは、環境保全、メンテナンスに問題有り。</p> <p>外国製品と日本製品との大きな差は日本企業の経営理念にあります。それは、消費者・地域・国に、寄り添い、ニーズに合わせて製品を作っていく。良い例が、いすゞ自動車インドのシェア 50%にあると思います。風車の経年劣化による、環境破壊の拡大を防ぐには以下は必須項目です。</p> <p>※デンマーク風車・・メイドインチャイナはでないこと ※J W P A (日本風力発電協会) の点検および補修ガイドラインを遵守すること ※施工業者・運用会社・点検・保守・修理会社を明確にすること。 ※日本の風力発電は1980年に始まったと聞きます。40年余りの歴史がある中で、何故、国産風車を使わず、外国製品を使うのか説明、願いたい。特に電力を、外国に依存することは、日本を売ることと考える。</p>	<p>貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後の事業運営の参考とさせていただきます。</p> <p>風車の選定につきましては、海外製の風車を選択せざるをえない状況です。ただし、今後事業が成立する場合には、建設から保守まで確実な対応の出来る運営体制を整えて参ります。</p>
24 6-3	<p>(3) 不鮮明・不誠実な発電計画（調査・予測されてない。）</p> <p>風力発電での事業計画を立てるにあたっては、今後どの位の発電量が見込まれるか、予測をする必要がある。又背炙り山の地形条件、水源・地層条件などを事前に調査し、その条件に最適な風況予測を行い、より正確な事業計画の立案が必須条件だが、御社には見られない。</p> <p>※背炙り山で発電した電気はどこで使うのですか？東京ですか？地元では利用出来ないのですか？ ※契約内容を明示してください（東京への売電価格地元利益など5W1Hで） ※背炙山の風況解説・発電予測の明示（一般には、一年以上観測塔（60m）を設置しシミュレーションプログラム（右図）を用いて立案されます。） ※観測塔の設置は、聞いていません。調べていないですよね。 ※ハブ高さ、タワーの高さ、風車基礎杭打ちの深さの未決の状況での環境影響評価の数値は何の意味も無いので、再調査をお願いします！ ※超低周波音は、長時間（年単位）浴びると、人体に多大な障害があり、地を走るとも言われ、地層の関係で何処に出るか解らない、現に違和感を感じている住人もいる。再調査をお願いします！ ※風力発電機の基礎構造図で平面図全長 19000 と断面図全長 17001 と違います。ご説明願います。又、基礎杭打ちの説明がない。ここは環境保全での重要なファクターです。 ※基礎地盤条件に応じた地震荷量を算出し安全性・経済性を満たすタワー・基礎の設計を行いましょう。再提出！ ※除草剤を使わ無いと、明記されていない。</p>	<p>当発電所は、東京電力パワーグリッド株式会社が所有する送電線に接続する予定です。そのため、基本的には東京電力管内に送電することになりますが、弊社が発電した電気の会津若松市内での販売を希望する小売業者がいれば、その業者を介して地元での利用が可能です。</p> <p>風況観測につきましては、2021年11月から現在まで、事業計画地内に風況観測塔・風況観測装置（ドップラーライダー）を設置し、継続して実施しております。</p> <p>風力発電機設置位置の地質条件につきましては、今後ボーリング調査により確認予定です。</p> <p>これらの風況観測・ボーリング調査により得られたデータを基に、設計を進めてまいります。</p> <p>風車の機種につきましては、引き続き検討中でございます。ただし、環境影響評価における風車の大きさが関係する項目につきましては、全て考えうる最大の大きさを想定の上で評価を行い、実際の環境影響がお示ししたものよりも小さくなるよう、考慮しております。</p> <p>基礎構造図につきましては、数字に誤植があり、失礼いたしました。準備書内の構造図は、あくまで参考として一般的な形状を掲載しております。具体的な基礎形状及び基礎杭の長さにつきましては、各風力発電機設置位置の地質条件を基に、今後個別に設計いたします。</p>

25 6-4	<p>(4) 悪質な印象操作（導入風力発電機の明示が無い。） 右の比較図のように、 エコ・パワー株式会社 目立 HTW 2.0—80 最高高さ 118m の約倍、 鶴ヶ城 36.5m の約 5.5 倍 の大きさである</p> <p>※以上の大ささ高さに対しての説明が無いばかりか、景観の影響予測結果写真は悪質な印象操作である。 ※風力発電基礎・基礎杭打ちの説明が無いのに、環境保全に影響が無しとは、悪質な印象操作と言える。 ※導入風力発電機の明示が無いのに環境への影響予測評価で影響ありませんは、通りません。</p>	<p>導入予定の風力発電機については、P36 の図 2.2-9 に示しております。同図に記載している数値については、導入を検討している風力発電機の中で最も大きい機種を示しており、準備書に記載している影響予測については、最も大きい機種の諸元を用いて行っています。</p> <p>また、基礎については今後のボーリング調査の結果を受けて最終決定する計画ですが、仮に杭基礎となった場合でも、使用する資材はコンクリートになります。</p>

表 2-7 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 7）

会津若松市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
26 7	尾根を削るな!!自然破壊だ!杉を切れ!!クマタカを殺すな!!ブナ林は絶対に切るな!!洋上風力に切り替えろ!! 今の 8 台で十分貢献し、役目を果たしている。	貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後の事業運営の参考とさせていただきます。

表 2-8 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 8）

会津若松市在住 H 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
27 8	大規模開発である。自然破壊!今の風車の 3 倍の出力で ブレード刀がクマタカを殺傷する。大反対である。	貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後の事業運営の参考とさせていただきます。

表 2-9 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 9）

会津若松市在住 I 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
28 9-1	<p>背炙山の風力発電機建設中止を求めます。</p> <p>去る 8 月 5~6 日と背炙山に風力発電機建設の説明会がありました。御社の説明の中、以下の様な不安があり、中止を求めます。</p> <p>1 日本地質学会会員で広島県自主防災アドバイザーの越智秀二氏は「山頂を開発すれば山の崩落に繋がる為、植林事業でも山頂は自然林のまま残すのが鉄則」と言っておられます。今回の計画は尾根伝えに建設予定のようですが、風力発電機の基礎は 1 基当たり、19m×19m×4,5m のコンクリートが打設されます。資料の中には書いてありませんでしたが、地中には長さ 20m のコンクリート杭か鉄杭が 20 本 (?) 近く打たれるようです。背炙山尾根に 50 基も建設されたら地下水は分断され、今迄の流れていた地下水が変わり森林環境も変わり、東山温泉源にも影響が出るものと思われます。又、大雨の時には汚濁水槽を設置すると書いてありますが、森林伐採の坊主山では一気に東山ダム湖まで土砂災害が流入する可能性があります。東山ダム湖は私達市民の飲料水を賄っており、会津盆地の田畠を潤す貴重な存在です。</p>	<p>風力発電機設置予定位置でのボーリング調査を、今後計画しております。この調査により、基礎下の地質の状況が明らかになります。</p> <p>この調査結果を基に、設置予定位置の地盤の安定性について、関係機関に審査していただくことになります。</p>
29 9-2	<p>2 私達が今ある風車の近くの道路で休んでいたら、黒い影がサッと現れ、ビックリし気味が悪かったです。それは風車の影でした。私達がビックリするのですから、敏感な動物類は住める状態ではないと実感しました。生態系保護の面からも中止を求めます。</p>	<p>風車が稼働することにより発生する騒音や風車の影については、動物類に対して一時的に逃避する等、影響を及ぼす可能性がありますが、次第に慣れるものと考えます。</p>
30 9-3	<p>3 鳥獣類の生態系の、実態調査を令和 2 年 9 月～令和 4 年 9 月までの調査を行なったようですが、月 2 回の調査で一体何が分かるのですか？実績つくりの為としか思われません。調査対象の項目の中、何故か「クマ」が書かれてありません。猛禽類、渡り鳥の調査が建設予定地では全然調査されていません。意図的に外したとしか思えません。私達が最も気になる動物について書かれていない様ではこの調査は信用出来ません。</p> <p>「クマタカ」の生息は私達の情報でも確認しております。野鳥の会、会津支部のお話では、希少野鳥類が発見された時は工事を中止しなければならないと言っておられました。即建設計画中止を求めます。鳥類におけるブレード・タワー等へ接近、接触が明らかになった場合専門家の指導及び助言を得ながら必要に応じて適切な措置を講じると書いてありますが具体的にはどのようになされるのですか？結局は具体的対策などないと断定せざるを得ません。将来まで続く会津の環境破壊となるこの建設計画を中止して下さい。</p>	<p>現地調査の結果、ツキノワグマは秋季と春季に痕跡や自動撮影により確認されています。調査結果は P656 に示しています。</p> <p>また、猛禽類や渡り鳥の調査地点が建設予定ではないとのご指摘ですが、計画地内は樹林が生育しており猛禽類や渡り鳥の飛翔確認が困難なため、設けておりません。</p> <p>クマタカについては、ブレード・タワーへの接触の可能性は小さいものと考えておりますが、バードストライクの事後調査の結果、本種の落鳥が確認された場合は専門家の意見を伺い、効果的な保全措置を講ずる考えです。</p>
31 9-4	<p>住民説明会での質問事項が沢山ありましたが住民が納得出来る様、是非再度説明会を開催していただきたいと思います。</p>	<p>更に設計や許認可手続きが進んだ際に、情報共有のための説明会の実施を検討させていただきます。</p>

表 2-10 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 10）

会津若松市在住 J 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
32 10	<p>中止の申し入れについて</p> <p>もうこれ以上、自然公園を破壊しないでください。子どもたちのキャンプ場やアスレチック場、遊歩道がすぐそばにあるのです。低周波は、法律規制が無くなつたと知りました。なおさら、法で私たちの立場は、健康を害されたとしても、法で守られないと言うことです。</p> <p>どんな被害があつても負けるとわかっているものを許可する訳には、認める訳には、行かないのです。</p> <p>自然破壊、バードストライクは、明白性があり、希少絶滅危惧種クマタカにとって衝突死、あるいは、真っ二つになる、羽根を半分もぎ取られる切迫性、具体性が明らかに予見されます。したがつて、2024 年以後の背炙山に風力発電所計画中止を申し入れるものである。</p> <p>私達は、背炙山の生物生態系を守るため、水源地を保護する為、温泉源泉を保守する為、希少絶滅危惧種クマタカ幼鳥 4 羽を保護し、成長観察する為、もう背炙り山には、2 度と風力発電所建設を許すことは、出来ない。</p> <p>東山地区は、土砂災害警戒危険区域に指定されている。会津若松市は、そのことをわかつていて、東山地区市民の人権をどう受け止めていただいているのか、不信感を今も抱いている。</p> <p>もしも、今、私達から風力発電所建設に『ノー』と言わなかつたら、前回同様、風力発電所が続々と濫立してしまう。</p> <p>背炙山麓には、国宝 会津藩主 松平容保公の墓所が御廟にある。さらに、麓の会津羽黒山湯上神社は、大変由緒ある神社で神事、例大祭も行われている。背炙山には、馬頭観音や古峯神社が祀られてある。</p> <p>背炙り山には、数多くの神がやどっていることを忘れては、なりません。</p> <p>風力発電所をつくるなら、山でなく、海に作るべきである。国にそう伝えていただきたい。</p> <p>子々孫々まで永久に背炙山の自然保護、豊かな森を我々の生命を繋ぐ大切な水資源となる豊かな森背炙山の尾根を守りたい。</p>	<p>令和 2 年 8 月に環境影響評価の項目から超低周波音は除外されていますが、本事業では、地域の皆様が不安に感じる項目であると考え、超低周波音を含めて影響を評価しております。低周波による影響は個人差がありますので、風力発電施設設置に伴い健康被害が生じた場合には、事業者が責任を持って被害を受けた方への救済措置等の対応を図ります。</p> <p>当該地域の森林生態系の頂点に位置するクマタカについては、ブレード・タワーへの接触の可能性は小さいものと考えておりますが、バードストライクの事後調査の結果、本種の落鳥が確認された場合は専門家の意見を伺い、効果的な保全措置を講ずる考えです。</p> <p>土砂災害につきましては、会津若松市と協議を重ねながら、更なる調査を基に設計を進めてまいります。</p>

表 2-11 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 11）

会津若松市在住 K 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
33 11-1	1 クリーンエナジー合同会社による背炙山風力発電建設に反対します。	準備書に記載している調査の内容については、方法書段階で寄せられた住民意見、知事意見、大臣勧告を踏まえて実施しているものです。
34 11-2	<p>8月5日の東公民館における「住民説明会」は、お疲れ様でした。また、金山弘社長と春日陽介氏には、町内配布のチラシを拙宅まで持参していただき、恐縮しております。</p> <p>これらのこととも含めて、クリーンエナジー合同会社が背炙山における風力発電建設にむけて企業努力をしていくことに対して一定の敬意を表しております。しかし、「風力発電建設」という事業そのものには多くの懸念があり、反対の態度を取りその活動もせざるを得ません。</p> <p>2 8月5日～6日の「住民説明会」について</p> <p>説明会では、資料を提示しつつ丁寧な説明がありました。しかし私は、その資料に含まれていない部分にも懸念や疑問や不安が多くありました。</p> <p>そもそも自然環境の調査は50年、100年単位で行わなければならぬと思われる所以、2,3年の調査には無理があります。説明会でいただいた「環境影響評価準備書」には「熊」や「イノシシ」については記載していないが、会津若松市民にとっては日常生活にも関わる問題です。会津野鳥の会にお聞きしますと「クマタカ」（国内希少野生動植物種、絶滅危惧 IB類）やハヤブサ、サシバ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカなども確認されているそうです。これらの鳥類が飛来していれば、建設工事差し止めにもなるという問題に対して明確な説明もなく、参加者には不信感が残りました。</p>	<p>準備書に記載している調査の内容については、方法書段階で寄せられた住民意見、知事意見、大臣勧告を踏まえて実施しているものです。</p> <p>また、現地調査の結果、ご指摘のイノシシは確認できていませんが、ツキノワグマは確認されています。</p> <p>クマタカ等の希少猛禽類については、バードストライクの状況を確認する事後調査を実施し、希少猛禽類の落鳥が確認された場合は専門家の意見を伺い、効果的な保全措置を講ずる考えです。</p>
35 11-3	<p>3 三社合同の責任体制を</p> <p>現在背炙山風力発電建設設計画に参入している企業は「（株）クリーンエナジー」の他に「コスモパワー（株）」、「アイアールティー（株）」（「（株）イメージワン」が権利を売却した会社）だが、現在三社はそれぞれに建設に向けて準備し、それぞれに説明会を行っています。そのために、この「背炙山に60基の風力発電が乱立する」という全体像が薄くなっています</p> <p>そこで、「三社合同の責任体制とその説明会」を求めます。三社は今後、同一地帯に同一目標を持って事業を展開しようとしているのですから、同一責任も持たなければならないはずです。</p> <p>クリーンエナジー社におかれましては、他の二社にも呼びかけて、各社ごとの責任逃れが出来ないよう、共通の責任体制を作り、合同の住民説明会を持ってください。</p>	貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後、他社の意向を含め、事業運営の参考とさせていただきます。
36 11-4	4 金山社長の発言について	当社としましては、反対意見を無視するという方針は取っておりません。今後も皆様のご意見を伺い、可能な限りご不安を取り除けるよう、努めてまいります。

	かりで、クリーンエナジー社の基本姿勢を見せられたようで不信感が生まれました。今後の運動の中でも採り上げる問題発言とします。	
--	---	--

表 2-12 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 12）

会津若松市在住 L 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
37		貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。今後の事業運営の参考とさせていただきます。
12	洋上風力にきり替えて下さい。背炙山はぜったいに許可しない。クマタカの子を守れ!!自然破壊をしてまでやる必要は、ない!!	

○日刊新聞紙における公告

福島民報（全県版）、福島民友（会津版）（令和5年7月27日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業」環境影響評価準備書を作成し、左記により総覽に供しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

一、事業者の名称
代表者の氏名

代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 ラウル・リエンダ・セビージャ

二、事業所の所在地
事業所の規模

福島県郡山市本町一丁目五番一〇号
(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業

三、事業事業の名称
発電所の原動力の種類

風力発電
風力発電出力二万キロワット

四、事業実施想定区域

福島県会津若松市

五、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県会津若松市、会津美里町、猪苗代町

六、総覽の場所・期間・時間

福島県庁生活環境部環境共生課、会津若松市役所追手町第一庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所溪市民センター、会津若松市役所大戸市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一箕市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津美里町役場本庁舎町民税務課、猪苗代町役場企画財務課

期間
令和5年7月28日（金）から令和5年9月11日（月）まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで（土・日・祝日を除く、開庁日が午前九時から午後七時まで、日曜日が午前九時から午後六時まで）

電子総覽は次のウェブページにて実施いたします。

<https://cleanenergy-aiizuwakamatsu-wind.project.venaenergy.co.jp/>

七、意見書の提出
会津若松市東公民館（福島県会津若松市慶山二丁目一番五十三号）
開催日時
会津若松市溪公民館（福島県会津若松市溪町大字共和字西田面四十五）
開催日時
会津若松市文化センター（福島県会津若松市城東町十四一五十二）
開催日時
会津若松市溪公民館（福島県会津若松市溪町大字共和字西田面四十五）
開催日時
会津若松市文化センター（福島県会津若松市城東町十四一五十二）
開催日時
八月六日（日）午後六時から午後八時まで

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面にて住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入の上、総覽場所に備え付けている意見書箱にご投函されるか、令和5年9月11日（月）までに左記の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

八、問い合わせ先
福島県郡山市本町一丁目五番一〇号
電話〇二四一九八三一八七〇
土曜日〇二四一九八三一八七〇
祝日〇二四一九八三一八七〇
（代表者：午前九時半から午後五時まで）
（担当者：春日）

○インターネットによる「お知らせ」

・福島県のウェブサイト

くらし・環境 農災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

ホーム > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業

ツイート いいね! 0 印刷用ページを表示する 掲載日: 2023年7月27日更新

〈更新情報〉

令和5年7月27日

下表のとおり、事業者が環境影響評価準備書の縦覧を開始しました。

環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函下さるか、令和5年9月11日までに以下の問い合わせ先に郵送ください。

○問い合わせ先

クリーンエナジー合同会社
〒963-8871 福島県郡山市本町一丁目五番一〇号
電話024-983-8767 (代表) 午前九時半から午後五時まで
※土曜 日曜 祝日は除く (担当 春日)

準備書	公告日	令和5年7月27日	
	縦覧期間	令和5年7月28日から令和5年9月11日まで	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、会津若松市役所追手町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所湊市民センター、会津若松市役所大戸市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一箕市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津美里町役場本庁舎町民税務課、猪苗代町役場企画財務課 ※会津若松市生涯学習総合センターにおいては月曜日から土曜日が午前九時から午後七時まで、日曜日が午前九時から午後六時まで。	
		○電子縦覧	https://cleanenergy-aizuwakamatsu-wind.project.venaenergy.co.jp/
		説明会の開催	(1)令和5年8月5日午後2時から 会津若松市東公民館(福島県会津若松市慶山一丁目一番五十三号) (2)令和5年8月6日午後2時から 会津若松市湊公民館(福島県会津若松市湊町大字共和字西田面四十五) (3)令和5年8月6日午後6時から 会津若松市文化センター(福島県会津若松市城東町十四-五十二)
	意見書提出期間	令和5年7月28日から令和5年9月11日まで	
	福島県環境影響評価審査会		
知事意見			

○インターネットによる「お知らせ」

- ・会津若松市のウェブサイト

[TOP > 組織 > 環境生活課](#)
[TOP > 分野 > 募集\(環境\)・政策分野22 低炭素・循環型社会](#)
[TOP > 属性 > すべての方へ](#)

クリーンエナジー合同会社による「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

2021年1月12日

市内湊町および東山町において風力発電事業を計画しているクリーンエナジー合同会社より、環境影響評価法第7条の規定に基づき、「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

縦覧について

縦覧書類

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」および「同要約書」

縦覧場所

環境生活課(栄町第二庁舎)

北会津支所

河東支所

湊市民センター

大戸市民センター

北市民センター

一箕市民センター

南市民センター

東市民センター

生涯学習総合センター(会津稽古堂)

なお、下記の場所でも縦覧が行われます。

福島県庁生活環境部環境共生課、会津美里町役場本郷庁舎、猪苗代町役場企画財務課

電子縦覧

こちらの株式会社クリーンエナジーのウェブサイトから電子縦覧が可能です。 ⇒ [電子縦覧サイト](#)【外部サイト】※リンク先はクリーンエナジー合同会社指定のサイトです。

縦覧期間および縦覧時間

環境生活課、各支所、各市民センター

令和3年1月12日(火)から2月12日(金)まで

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

生涯学習総合センター

令和3年1月12日(火)から2月12日(金)まで

(休館日を除く)

月曜日から土曜日 午前9時から午後7時まで

日曜日 午前9時から午後6時まで

閲覧用紙の記入

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」を閲覧した場合は、意見の有無にかかわらず、縦覧場所に備え付けの記入用紙に住所、氏名を記入し、意見書箱に投函

意見書の受付

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地から意見を提出する場合は、縦覧場所に備え付けの記入用紙に意見を記載して、備え付けの意見書箱に投函するか、下記宛先まで郵送

意見書受付期間

令和3年1月12日(火)から2月26日(金)まで

ただし、縦覧場所での意見書箱への投函は、2月12日(金)まで(以降は郵送のみ受付)

意見書の宛先

〒963-8871 郡山市本町一丁目5番10号 クリーンエナジー合同会社

令和3年2月26日(金)までの消印有効

説明会について

日時・場所

説明会開催日程

日時	場所
令和3年1月17日(日) 午前10時から	会津若松市文化センター 文化ホール
令和3年1月24日(日) 午前10時から	東公民館 会議室1・2
同 午後2時から	湊公民館 会議室

※詳細については、クリーンエナジー合同会社(下記)まで直接お問い合わせください。

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会についてのお問い合わせ先

クリーンエナジー合同会社(担当:金山(かなやま))

電話番号 024-983-8767

※午前9時半から午後5時まで受付

※土・日・祝は除く

環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて

環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」[【外部サイト】](#)

福島県「環境影響評価(環境アセスメント)の概要」[【外部サイト】](#)

このページに関するお問い合わせ

会津若松市役所 環境生活課

電話番号:0242-39-1221

ファックス番号:0242-39-1420

[メール](#)

○インターネットによる「お知らせ」

・会津美里町

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧について

更新日：2023年07月28日

クリーンエナジー合同会社が、会津若松市で計画している風力発電事業について、環境影響評価準備書の縦覧を実施し、意見書箱を設置します。

- ・ 縦覧書類 (仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書
- ・ 縦覧場所 会津美里町役場本庁舎町民税務課
- ・ 縦覧期間 7月28日（金曜日）から9月11日（月曜日）まで
- ・ 問合せ クリーンエナジー合同会社 024-983-8767

[クリーンエナジー合同会社ウェブページ](#) (外部リンク)

この記事に関するお問い合わせ先

町民税務課 生活環境係

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

電話：0242-55-1166

ファックス：0242-55-0187

[お問い合わせフォーム](#)

○インターネットによる「お知らせ」

- ・猪苗代町



ホーム > 各課のページ > 企画財務課 > 企画調整係

最終更新日: 2023年07月28日

企画財務課企画調整係

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 計画段階準備書縦覧のお知らせ」

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 計画段階準備書」を縦覧いたします。

1 事業者の名称

クリーンエナジー合同会社(福島県郡山市本町1丁目5番10)

2 対象事業の名称

(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業

3 事業実施想定区域

福島県会津若松市東山町大字湯川字大野国有林12林班 外

4 縦覧書類

(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 計画段階準備書

5 縦覧場所

猪苗代町役場 2階 企画財務課

※土・日・祝日を除く開庁時

6 縦覧期間

令和5年7月28日(金)～令和5年9月11日(月)

※電子縦覧ホームページ(<https://cleanenergy-aizuwakamatsu-wind.project.venaenergy.co.jp/>)

7 意見書の受付

ご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函ください。

※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。

締切日: 令和5年9月11日(月)

8 問い合わせ先

〒963-8871

福島県郡山市本町1丁目5番10

クリーンエナジー合同会社 担当: 春日

電話番号: 024-983-8767

○インターネットによる「お知らせ」

- ・クリーンエナジー合同会社のウェブサイト



2023.7.28 風力

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響準備書の縦覧について

令和5年7月28日
クリーンエナジー合同会社

当社は、電気事業法に基づき、「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業省、環境省、福島県、会津若松市、会津美里町、猪苗代町へ送付するとともに、環境影響評価法に基づき公表いたします。準備書及び要約書について、以下のとおり公表し縦覧を行います。

準備書及び要約書の縦覧について

●縦覧場所 :

- ・福島県庁生活環境部環境共生課
- ・会津若松市役所追手町第二庁舎市民部環境生活課
- ・会津若松市役所北会津支所
- ・会津若松市役所河東支所
- ・会津若松市役所湊市民センター
- ・会津若松市役所大戸市民センター
- ・会津若松市役所北市民センター
- ・会津若松市役所一箕市民センター
- ・会津若松市役所南市民センター
- ・会津若松市役所東市民センター
- ・会津若松市生涯学習総合センター
- ・会津美里町役場本庁舎町民税務課
- ・猪苗代町役場企画財務課

●縦覧期間 :

令和5年7月28日（金）から令和5年9月11日（月）

●縦覧時間 :

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く開庁日）

※会津若松市生涯学習総合センターにおいては月曜日から土曜日が午前9時から午後7時まで、日曜日が午前9時から午後6時まで

インターネットによる公表

表紙	表紙[31KB]
目次	目次[267KB]
第1章 事業所の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第1章[76KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章[23MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 自然的状況	第3章[25MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 社会的状況	第3章[26MB]

第6章 方法書についての意見と事業者の見解	第6章[370KB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	第7章[311KB]
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第8章[25MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	第9章[89KB]
第10.1.1.1章 大気環境 窒素酸化物	第10.1.1.1章[11MB]
第10.1.1.2章 大気環境 粉じん	第10.1.1.2章[374KB]
第10.1.1.3章 騒音	第10.1.1.3章[44MB]
第10.1.1.4章 低周波音	第10.1.1.4章[21MB]
第10.1.1.5章 振動	第10.1.1.5章[5MB]
第10.1.2章 水環境	第10.1.2章[9MB]
第10.1.3.1章 風車の影	第10.1.3.1章[58MB]
第10.1.3.2章 電波障害	第10.1.3.2章[715KB]
第10.1.4章 動物	第10.1.4章[25MB]
第10.1.5章 植物	第10.1.5章[9MB]
第10.1.6章 生態系	第10.1.6章[14MB]
第10.1.7章 景観	第10.1.7章[12MB]
第10.1.8章 人と自然との触れ合いの活動の場	第10.1.8章[964KB]
第10.1.9章 廃棄物等	第10.1.9章[133KB]
第10.2章 環境の保全のための措置	第10.2章[288KB]
第10.3章 事後調査	第10.3章[212KB]
第10.4章 環境影響の総合的な評価	第10.4章[364KB]
第11章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称	第11章[81KB]
第12章 環境省で定める事項	第12章[24MB]



要約書

要約書[2MB]

意見書の送付について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面にて住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函されるか、令和5年9月11日（月）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●郵送の場合

宛先：〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目5番10号
クリーンエナジー合同会社 担当 春日 宛

意見書用紙は [こちらよりダウンロードください](#)。

●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先
- ・（上記「意見書用紙」以外に記載の場合）意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- ・環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。）

住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所：会津若松市東公民館（福島県会津若松市慶山1丁目1番53号）
日時：令和5年8月5日（土）午後2時～

場所：会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町大字共和字西田面45）
日時：令和5年8月6日（日）午後2時～

場所：会津若松市文化センター（福島県会津若松市城東町14-52）
日時：令和5年8月6日（日）午後6時～

お問合せ

〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目5番10号
クリーンエナジー合同会社 担当 春日 宛
TEL 024-983-8767（代表）
午前9時30分から午後5時まで ※土・日・祝日を除く

○ご意見記入用紙

「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただぐか、下記の郵送先へご郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみをご記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先 〒963-8871 福島県郡山市本町1丁目5番10号
クリーンエナジー合同会社 宛

○意見書の提出期限 令和5年9月11日(月) (当日消印有効)

意見書

令和5年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔 法人その他の団体にあっては、 法人名または団体名 〕	
ご住所 〔 法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 〕	
準備書についての環境 保全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由も 含めて記載してください。 〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。

なお、本用紙記載の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面または同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。